

釧 契 管 第 1 1 3 号  
2 0 2 3 年（令和5年）9月28日

関係各事業者団体 各位

釧路市長 蝦 名 大 也

### 建設工事等における保証証書の電子化への対応について

当市では、以前から書面で提出していただいていた契約保証、前払金保証（中間前払金含む）について、受注者の事務負担軽減や公共工事の入札及び契約のIT化の推進のため、保証証書の電子化への対応を開始いたします。

下記のとおり取扱いを定めましたのでご確認いただき、活用についてご検討ください。なお、従来の書面による保証証書の提出につきましても可能となります。

#### 記

1 適用年月日：2023年（令和5年）10月1日以降に提出する保証証書より

#### 2 事務の流れ

##### （1）電子証書等閲覧サービスによる取扱い

①別紙「電子証書等メール送信先一覧」をご確認いただき、該当する宛先へメールを送信し、保証内容確認に必要な「保証契約番号」及び「認証キー」等をお知らせください。

②釧路市はお知らせいただいた「保証契約番号」及び「認証キー」等を用いて、電子証書等閲覧サービスを活用し、電子証書を確認します。保証内容確認後、契約等の手続きを行います。

##### （2）電子メールによる取扱い

①別紙「電子証書等メール送信先一覧」をご確認いただき、該当する宛先へPDF形式で発行された保証証書を送信してください。（保証証書発行事業者から送付も可）

②釧路市は送付いただいたメールを確認し、保証内容確認後、契約等の手続きを行います。

※電子証書等閲覧サービスを活用できる場合は、活用することを原則とし、活用できない場合にのみ（2）電子メールによる取扱いにて対応いたします。

### 3 その他

適用年月日以降は、保証証書の電子化への対応に伴い、前払金使途内訳明細書、前払金使途変更申込書・承諾書、保証期限変更通知書の発注者用については、釧路市への提出が不要となります。

釧路市総務部契約管理課契約担当

TEL:0154-31-4508/FAX:0154-25-9505

Mail ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp